

国際協力派遣の自衛官

国際協力活動に派遣された自衛官が、現地の武装勢力に拘束されても、「捕虜」の待遇を受けられないのを知る人は少ない。

「後方支援と言われる支援活動それ自体は武力行使に当たらない範囲で行われるものであります。」

（中略）我が国が紛争当事国となることはなく、そのような場合に自衛隊員がジュネーブ諸条約上の捕虜となることは想定されない。岸田文雄外相（当時）の答弁（2015年7月）である。日本特有の事情で、同じ後方支援でもドイツや韓国のように紛争当事国となることを排除していない国は当然「捕虜」の待遇を受ける。

関連して中谷元防衛相（同）が述べた。「（だから）後方支援の実施は安全な場所であることが大前提であり（中略）防衛大臣が安全な地域を指定するが、状況に照らして戦闘行為が行われるに至った場合は、活動を一時休止して危険を回避する」

これは台湾有事でも変わらない。台湾の戦略的重要性は前稿

「捕虜」になれない事情と本質

（1月12日）に譲るが、日本は台湾を直接守る法的根拠はない。台湾有事の場合、「重要影響事態」を認定して米軍の後方支援を実施するか、「存立危機事態」を認定して米軍と共に戦うかしかない。いずれも米軍の参戦が前提である。「重要影響事態」では、米軍への後方支援しかできない。自衛隊が「安全な地域」で後方支援に徹し、米軍の戦いを高みの見物というわけにはいかない。そんな安全な地域もない。台湾有事で「重要影響事態」は空論である。直ちに「存立危機事態」を認定し、自衛隊は米軍と共に戦うことになる。1月7日の日米安全保障協議委員会（2+2）では、「台湾」をとりあげたほか、「緊急事態」に関する共同計画作業についての確固たる進展を歓迎」とある。既に日米共同作戦計画の検討が進展していることを期待したい。

今後の国際協力活動に話を戻す。岸田内閣では、戦略3文書と言われる国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を年末までに見直す予定である。国家安全保障戦略については「敵基地攻撃能力」だけがクローズアップされているが、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という方針の是非も問われる。この方針は、国連平和維持活動（PKO）等に積極的に協力しながら、政府開発援助（ODA）との連携を推進し、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たして

正論



東洋学園大学客員教授
元空将
織田 邦男

す。岸田内閣では、戦略3文書と言われる国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を年末までに見直す予定である。国家安全保障戦略については「敵基地攻撃能力」だけがクローズアップされているが、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という方針の是非も問われる。この方針は、国連平和維持活動（PKO）等に積極的に協力しながら、政府開発援助（ODA）との連携を推進し、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たして

日本の存在感低下

いくというのが基本だった。だがこの看板が今、消えつつある。日本は1992年のカンボジアPKOを皮切りに国連PKO活動に従事してきた。だが2017年5月、南スーダンPKOから撤収して以降、PKOに自衛隊の部隊派遣を実施していない。ODAも97年をピークに半減、国際社会での日本の存在感は低下している。部隊派遣ができないのは、国連PKOの動向に追従できないため

だ。国連はルワンダPKOの派遣中、約90万人虐殺を止めることができなかった（94年）。強制力なき平和活動の限界を自覚した国連は、中立、非強制から、軍事手段なしには活動は不可能という現実に向き合わざるを得なくなった。安価な高性能銃器の拡散もあり内戦は苛烈になり、自衛隊が派遣される安全地域はなくなった。

こういふ環境の変化にもかかわらず、日本は「PKO参加5原則」を變更していない。①当事者間の停戦合意②当事者がPKO及び日本の参加に合意③中立的立場の遵守④条件を満たされない場合の撤収⑤武器の使用は自己保存に限定」という原則は現実的ではなくなつた。かつて自衛隊が活動する地域は非戦闘地域だ」といった総理大臣がいた。だが紛争に巻き込まれる可能性がゼロの安全地域はもはや存在しなくなったのだ。南スーダンPKOから逃げるように撤収したのもこのためである。

国家安保戦略であるべき姿を日本は今後、国連PKOに部隊派遣をしないのか。司令部への要

員派遣でお茶を濁すのか。それとも紛争に巻き込まれる可能性も排除せず国連PKOに参加するのか。「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という看板のありようが今問われている。

筆者はイラク派遣航空部隊指揮官を2年8カ月務めた。危険な事態もあったが、諸外国と共に汗を流し任務を完遂できた。湾岸戦争における「小切手外交」の汚名は払拭できたと思う。看板を引き続き掲げ、国際協力活動に積極的に貢献するのが国益に資すると確信している。

このため、国連PKO下での武器の使用は、憲法の禁じる海外での武力行使とは異なると解釈変更すべきだろう。環境の変化に際し、自らを適応させねば日本は生きていけない。国内法が障害ならば改正する。憲法が壁となれば改正すればいい。「捕虜」の問題は自衛官の名譽に関わると同時に、国家戦略の問題である。国家安全保障戦略の改定では、憲法解釈変更も含め、あるべき姿を追求すべきである。

（おりた くにお）